

沖縄県企業局低入札価格調査制度要領（平成20年2月19日企業総第1683号）新旧対照表

改正後

改正前

（失格基準価格の設定基準）

第4条 第2条第2号に規定する建設工事においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。ただし、当該建設工事の設計金額が第2条第1号に定める額以上の場合、これを適用しない。

2 前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)までの合計額とする。

なお、算出に当たっては別表第1から第5に留意するものとする。

- (1) 直接工事費に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額

（失格基準価格の設定基準）

第4条 第2条第2号に規定する建設工事においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。ただし、当該建設工事の設計金額が第2条第1号に定める額以上の場合、これを適用しない。

2 前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)までの合計額とする。

なお、算出に当たっては別表第1から第5に留意するものとする。

- (1) 直接工事費に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額

※令和元年8月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。